

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づき知事が定める測定法（案）」
に関する意見の概要及び意見に対する県の考え方

- 1 意見募集期間 令和3年4月21日(水) ～ 令和3年5月21日(金)
- 2 意見提出者数 7人
- 3 意見項目総数 10件
- 4 提出された意見の概要

(1) 意見の内訳

区分	件数
ア 検出下限値に関する意見	7件
イ 測定手順に関する意見	2件
ウ その他の意見	1件
合計	10件

(2) 意見の反映状況

区分	件数
A 今回の告示に意見の主旨どおりすべて反映したもの	0件
B 今回の告示に一部反映したもの	9件
C 今後の参考にするもの	1件
D 今回の告示に反映できないもの	0件
E その他の意見	0件
合計	10件

内容区分	意見の主旨	同主旨意見数	反映区分	県の考え
ア	<p>捕集の手順として「吸引流量 10 リットル/min で原則 2 時間通気して、ろ紙上に試料を捕集する。」とあり、検出下限として「位相差顕微鏡法、位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/蛍光顕微鏡法においては 0.1 本/リットル以下」とありますが、厚生労働省・環境省の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和 3 年 3 月)では敷地境界の測定方法で 2 時間通気「検出下限値: 0.11 本/L (有効径 35mm、100 視野計測の場合)」となっております。</p> <p>検出下限値を 0.1 本/リットル以下に設定しますと、神奈川県だけが全国と別の測定条件になる可能性がありますので厚生労働省・環境省のマニュアルと揃えて検出下限値を 0.11 本/L に設定したほうが良いのではないかと思います。</p>	7	B	<p>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和 3 年 3 月)厚生労働省・環境省」(以下「飛散防止マニュアル」という。)では、敷地境界(施工区画境界)等における大気濃度測定方法の例として、ご意見の試料採取条件が示されていますが、「アスベストモニタリングマニュアル(第 4.1 版)環境省」では、施工区画周辺等における測定方法において、位相差顕微鏡法における検出下限値は、例として総繊維濃度 0.056 本/リットルが示されており、必ずしも 0.11 本/リットルが全国標準とは言えません。</p> <p>一方、今般、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則では、漏えい監視の管理のための基準を石綿繊維数濃度 1 本/リットルと規定したことから、案において基準値の 10 分の 1 の 0.1 本/リットル以下を検出下限としたものです。しかし、これを 0.11 本/リットルとしても有意な差は生じないと考えられますので、検出下限値を飛散防止マニュアルと合わせ 0.11 本/リットルに修正します。</p>
イ	<p>測定手順は、環境庁告示第 93 号、JIS K 3850-2 等を参考としており、試料調製の細かな要領等はそれらに記載され</p>	2	B	<p>具体的な試料の調製等は、知事が定める測定の方法の告示の他、アスベストモニタリングマニュアル</p>

	<p>た内容を参考とする。と記述があります。</p> <p>環境庁告示第 93 号では位相差顕微鏡及び生物顕微鏡を使用することとしておりクリソタイル以外のアスベストでは正確な計数が出来ない問題点があり、また JIS K 3850-2 は透過電子顕微鏡法なので、環境省のアスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）及び厚生労働省・環境省の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月）を準拠にはいかがでしょうか。</p>			<p>（第 4.1 版）及び JIS K 3850-2 の内容に沿って対応すべき旨を施行通知に記載します。</p>
ウ	<p>レベル 1、レベル 2 建材の除去時に、アスベストの飛散を防止するには負圧隔離養生解除のための測定を行うことが重要だと思います。</p> <p>負圧隔離養生解除のための測定に関しては、厚生労働省・環境省の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月）において、「繊維状粒子自動測定器による測定」も位相差顕微鏡法と同列に記載されておりますので 測定方法として追加しても良いのではないかと思います。</p>	1	C	<p>負圧隔離養生の解除のための測定は義務化していないため、測定の方法に追記いたしません。負圧隔離養生解除の際にアスベストの飛散を防止することは重要と考えますので、御意見については今後の事業者指導における参考とさせていただきます。</p>